



### 【対象となる事業主】

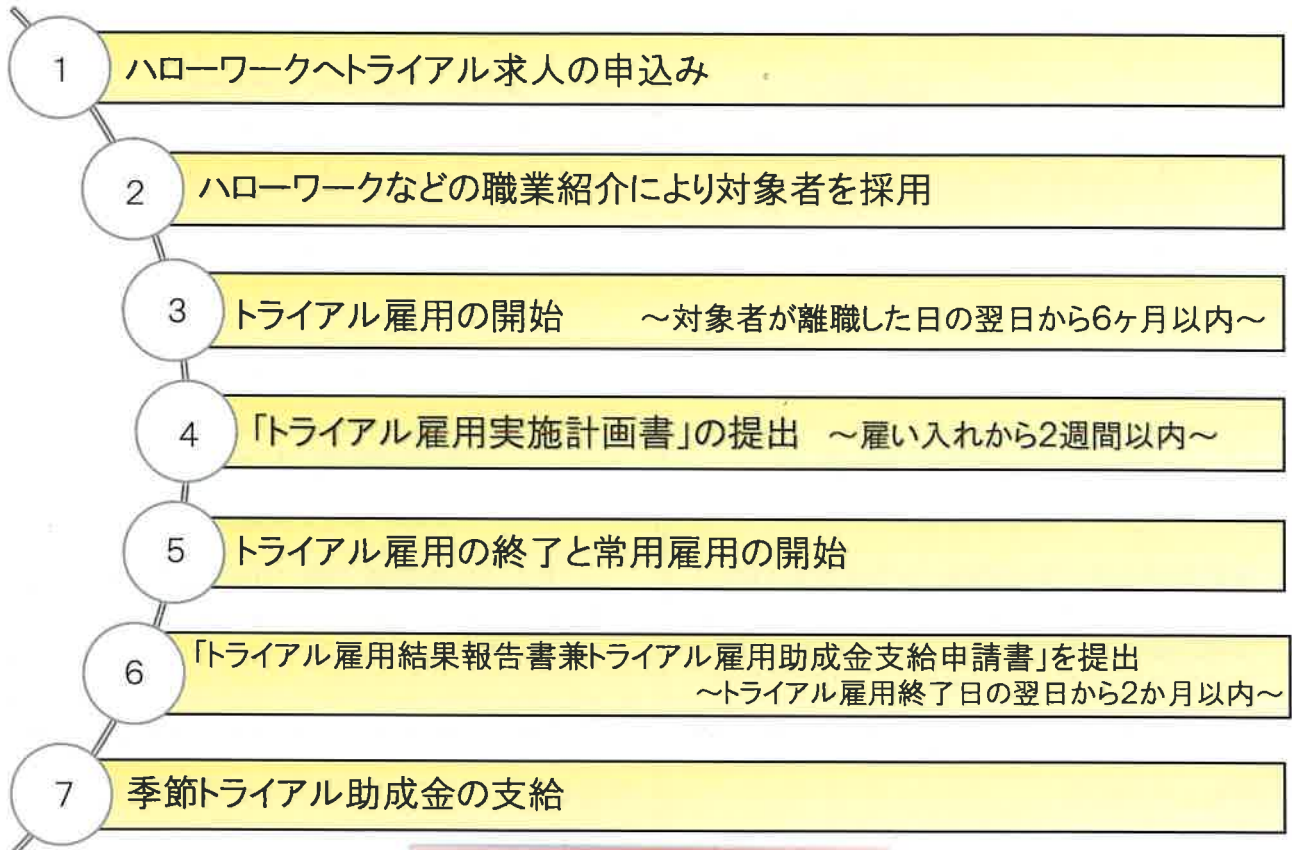
- ① 指定地域（北海道、国が指定する積雪寒冷地域）で事業を行う事業主
- ② 指定業種（建設業、農業、特定貨物運送業など季節の影響のある業種）以外の事業を行う事業主

### 【対象となる労働者】

- ① 指定地域、指定業種に属する事業所に季節で雇用されていた者
- ② 10月1日から3月31日までに離職した者
- ③ 特例一時金の受給資格がある（または受給した）者

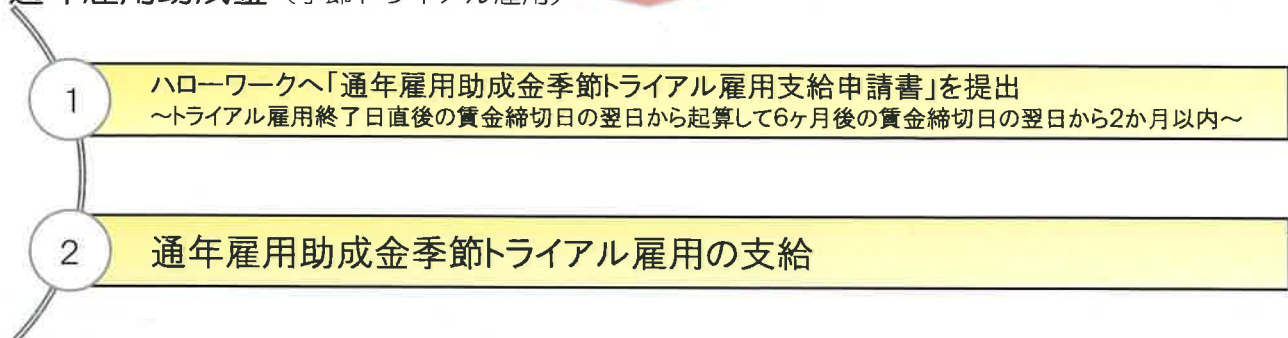
## 〔手続きの流れ〕

### トライアル雇用助成金（季節労働者）



引き続き6ヶ月を超えて雇用

### 通年雇用助成金（季節トライアル雇用）



問い合わせ先：北海道労働局職業対策課雇用対策係（TEL011-738-1043）または最寄りのハローワーク  
（このリーフレットは制度を広く知っていただくための周知用です。支給要件等の詳細はパンフレット「季節労働者トライアル雇用制度のご案内」、または雇用関係助成金支給要領で必ずご確認ください。）